

相双地域
雇用創造推進協議会
雇用創造セミナー

地元農産物を使った加工品の開発や地元食材を活かした特産品・ブランド品の開発など、消費者のニーズを捉えた商品を生み出し、消費拡大と地産地消をはかり、販路拡大を目的としたセミナーを開催し、地域産業の活性化につなげ、良質な雇用の確保をはかる。

●開催日

平成21年12月17日(木)

「地元農産物を使った加工品開発」と消費者のニーズを捉えた商品開発」

平成22年1月21日(木)

「地元食材を活かした特産品・ブランド品の開発と地域産業の活性化による雇用の確保」

●開催場所

Jヴィレッジ会議室(植葉町)

●開催時間

午後6時～午後7時30分

●講師

東北ジャイロ流通研究所
所長 小柳 剛照氏

●入場料

無料

主管 広野町建設課産業グループ
主催 相双地域雇用創造推進協議会

「日本年金機構」が
来年1月1日から
スタート!

社会保険庁が廃止され、新たに「日本年金機構」がスタートします

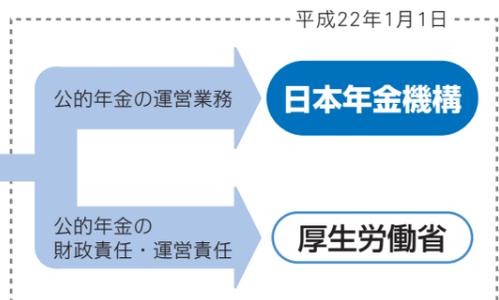
国民の皆様の信頼に応え、一層のサービス向上の実現を目指し、社会保険庁は組織・人員を一新し、「日本年金機構」として生まれ変わります。

◆現在あるお近くの社会保険事務所は、新たに「年金事務所」と名称が変わりますが、年金相談などの窓口として引き続きご利用いただけます。また、「年金事務所」は、現在ある社会保険事務所の建物をそのまま使用しますので、所在地に変更はありません。

◆日本年金機構の設立に伴い、これまで社会保険庁や社会保険事務所の名義でご案内していた各種の関係書類は、内容により、今後は厚生労働省または日本年金機構の名義でご案内させていただきます。ご安心ください。

◆日本年金機構は、社会保険庁から公的年金の運営業務を引き継いで行うこととなりますが、公

的年金制度は、国の制度として、その財政や運営に国が引き続き責任を持つことについては、これまでと変わりません。
*社会保険庁ホームページ
<http://www.sia.go.jp/>



扶養親族等申告書の
提出をお忘れなく

老齢年金等(老齢または退職を支給事由とする年金)には、所得税上、「雑所得」として所得税がかかります(障害年金や遺族年金には税金はかかりません)。所得税は受け取る年金から源泉徴収されますが、源泉徴収の対象となるのは年金額が158万円以上の方

のみです(65歳未満の方は108万円以上)。
所得税には、納税者の税を負擔する能力に応じた課税を行うために各種の控除が設けられています。公的年金等に係る源泉徴収の際はこの控除を受けるためには、あらかじめ「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書(ハガキ)」(以下、「扶養親族等申告書」といいます)を社会保険庁に提出しなければなりません。

この扶養親族等申告書は、毎年10月下旬に社会保険業務センターから対象となる年金受給者の方に送付されますので、必要事項を記入の上、社会保険業務センターにすみやかに返送してください。なお、今年の提出期限については、12月1日となっております。

扶養親族等申告書が届かない場合や、なくしてしまった場合などには、社会保険庁ホームページをご覧ください(申告書をダウンロードすることが出来ます)。お近くの社会保険事務所、または「ねんきんダイヤル」(☎0570-051165)にお問い合わせください。

扶養親族等申告書は、所得税の控除を受けるための大切な届書です。申告書が提出されないと、控除申告がないものとして扱われてしまいますので、忘れずに提出してください。

*社会保険庁ホームページ
<http://www.sia.go.jp/>

お知らせ

ひろの商品券は、商品券ご利用ののぼり旗を掲げているお店でご利用できます。

有効期限内にご利用ください。



火災予防ポスターコンクール

最優秀作品に、日下あすかさん



双葉地方広域市町村圏組合消防本部が開催した「火災予防ポスターコンクール」の最優秀作品に広野中学校2年 日下あすかさんの作品が選ばれました。

日下さんの作品は防火ポスターとして防火啓発推進に利用され、公共施設や消防署に掲示されます。

【お詫びと訂正】

2009年11月号に掲載の記事に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

●11ページ「平成20年度決算」主な事業

(誤) 教育費 町史編さん費

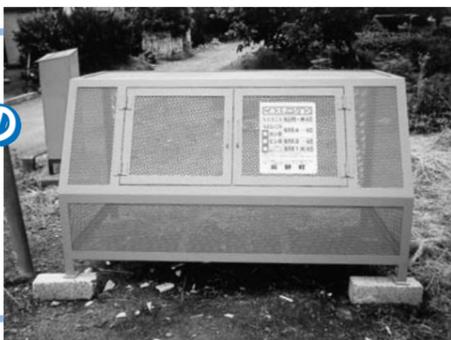
(正) この事業はございません

●25ページ「福島駅伝」

(誤) 水竹彩香

(正) 水竹彩花

「ごみステーション」の
利用について
のお願い



- ◎ 収集日以外の日のごみを絶対に出さないでください。
- ◎ ごみは収集日の午前8時30分までに出示してください。
- ◎ ごみは指定された袋に入れて出示してください。
- ◎ 「ごみステーション」周辺の清掃にご協力ください。

消えるまで
ゆっくり火の元にらめっ子

【全国统一防火標語】

冬の生活に、暖房器具は欠かすことのできないものであり、それにとまって火災になる危険も増えてきます。暖房器具からの火災を防ぐためには、まず、これらの火災の実態を知るとともに、取扱説明書などをよく読み、器具の正しい取扱いや管理をすることが大切です。また、低温着火による住宅火災も発生する危険がありますので十分注意しましょう。

暖房器具からの火災を防ぐポイント

- ①衣類の乾燥や可燃物の近くで使用しないでください。
- ②スプレー缶などをストーブ・ファンヒーターの上やそばには置かないでください。
- ③寝るときや外出するときには必ず火を消しましょう。
- ④カートリッジタンクの口金は確実に締まったことを確認してからストーブにセットしましょう。

低温着火

火のない所に火事…? 直接火源に接触しなくても木材が燃え出すことがあります。コンロや風呂釜付近の壁が低温で長時間過熱されることによって、炭化が進み、ついには低温で着火してしまいます。「コンロ付近の壁」や「煙突が貫通している壁や屋根」が熱を伝えにくい構造となっているか、熱をもっていないか、点検してみましょう。



住宅用
火災警報器の
早期設置

一般住宅の寝室等に住宅用火災警報器を平成23年5月31日までに設置することが定められています。皆さんの家族を火災から守るために早期設置に努めてください。また、不適正な訪問販売に注意してください。



平成23年5月31日まで
残り642日
(平成21年12月1日現在)

お問い合わせ先 富岡消防署 ☎22-2119 植葉分署 ☎25-2119 川内出張所 ☎38-2119